

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	海外投資等損失準備金の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資について、投資を行った内国法人に一定割合*の準備金の積立を認め、これを損金に算入することができる制度。 ※積立割合：探鉱事業…90%、開発事業…30%</p> <p>・ 特例措置の内容 平成28年3月31日で適用期限の到来する本制度について、適用期限の2年間の延長が認められた場合、法人住民税法人割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第55条、同法第68条の43、同施行令第32条の2、同法施行令第39条の72、同施行規則第21条、同法施行規則22条の45において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] - ( ▲500 )	[平年度] - ( ▲500 )	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 エネルギー・鉱物資源は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国においてはそのほとんどを海外からの輸入に依存しており、国際市況の不安定化、探鉱・開発地域の地理的条件の悪化、政治的不安定要因等、脆弱な供給構造を抱えている現状にある。こうした脆弱性を克服するためには、長期にわたって海外からのエネルギー・鉱物資源の安定的な供給を確保することが重要である。このため、税制措置を通じたリスクの軽減とキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業による自主的な資源探鉱・開発を促進することが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 エネルギー・鉱物資源の多くは、海外の特定地域に偏在しており、我が国においては、特定地域からの輸入依存度が極めて高い状況にある。一方、探鉱・開発事業においては、探鉱段階から、開発段階を経て商業化を実現するまで、長期のリードタイムを要するとともに、コストや技術面等において極めて高いリスクを有する。近年、深部化、奥地化により探鉱・開発の技術的困難度が従来に増して高くなってきており、プロジェクトの巨額化が急激に進む等、プロジェクトに係るリスクが拡大しつつある。さらに、資源国においては、例えば、プロジェクトの途中で、資源開発に係る契約・制度を自国に有利な方向に変更するといった資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつあり、政治経済的なリスクも急激に高まっている。 石油・天然ガスについては、東日本大震災以降、火力発電の主要な燃料として需要が増加していることから、安定的かつ安価な供給を確保するため、電力事業者が共同で新会社を設立し、上流事業に参画する等の動きもあり、これらを含め、これまで以上に我が国企業による自主開発を促進することが必要である。</p>		

金属鉱物については、アジア等の新興国の急速な経済成長により、中長期的に需給の逼迫が予想される。また、中国によるレアアースの輸出制限に代表されるように資源国の政策により、資源自体の獲得が困難になりつつある。我が国は金属鉱物の供給のほとんどを海外に依存しているため、我が国の企業が自ら探鉱開発を行い、海外鉱山の権益を獲得することは、金属鉱物の安定供給にとって極めて重要である。さらに、今後は探鉱の対象地域がますます深部化、奥地化することが予想され、開発条件の悪化が予想されるため、リスクの軽減化、インセンティブの付与が必要とされる。

エネルギー・鉱物資源の安定供給を実現するためには、資源供給国の多角化、資源調達コストの低減を図るとともに、資源調達面における我が国の発言力を強化する効果も有している我が国企業による自主的な探鉱・開発を積極的に推進することが重要である。このため、探鉱・開発事業に投資を行う者に損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、探鉱・開発投資を促進する本制度の延長は必要不可欠である。

なお、資源確保に向けた戦略的・総合的な取組の強化については、

- ・「エネルギー基本計画」

(平成26年4月閣議決定、平成22年6月閣議決定)

- ・「日本再興戦略」

(平成27年6月改訂閣議決定、平成26年6月改訂閣議決定、平成25年6月閣議決定、)

- ・「資源確保戦略」(平成24年6月パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合報告)

において謳われている。

本要望に  
対応する  
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・資源 5-1 資源・燃料																																			
	政策の達成目標	(1) 石油・天然ガス 我が国の国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率を 2030 年までに 40%以上に引き上げる。 (2) 金属鉱物 我が国の鉱物資源の安定供給を確保するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（2030 年までにベースメタルは自給率 80%、レアメタルは自給率 50%）。 ウランについては、ウラン燃料の安定確保の観点から、ウラン鉱山の自主開発比率を高める。																																			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（2 年間）																																			
	同上の期間中の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。																																			
有効性	政策目標の達成状況	<p>○自主開発比率の推移 (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油・天然ガス</td> <td>自主開発比率 (注 1)</td> <td>23.5</td> <td>22.6</td> <td>22.1</td> <td>23.3</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自給率 (注 2)</td> <td>52.5</td> <td>54.2</td> <td>56.3</td> <td>58.7</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率</td> <td>20.3</td> <td>20.8</td> <td>19.6</td> <td>17.6</td> <td>17.7</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率</td> <td>12.5</td> <td>16.7</td> <td>21.7</td> <td>18.5</td> <td>15.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 自主開発比率  <math display="block">= \frac{\text{（我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量+国内生産量）}}{\text{（原油・天然ガスの輸入量+国内生産量）}}</math> 自主開発比率については、平成 22 年 6 月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにともない、原油（輸入分）に加え、原油（国産分）と天然ガス（輸入・国産分）を追加。</p> <p>(注 2) 自給率は、基本的には、金属需要（地金製錬量）に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。</p>			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7	銅鉱石	自給率 (注 2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中	鉄鉱石	自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7	ウラン	自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0
			22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																														
石油・天然ガス	自主開発比率 (注 1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7																															
銅鉱石	自給率 (注 2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中																															
鉄鉱石	自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7																															
ウラン	自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0																															
要望の措置の適用見込み	<p>(1) 石油・天然ガス 現在、探鉱・開発中の案件に加えて、東南アジア、北海等において新規の探鉱案件が開始されており、石油・天然ガス探鉱・開発会社、電力、ガス会社等、探鉱開発プロジェクトへの投資に係る適用企業数は、今後、年度当たり 10 件程度が見込まれる。</p> <p>(2) 金属鉱物 中南米、アジア、アフリカ等において銅、亜鉛及びレアメタル等のプロジェクトへの探鉱開発投資が行われる見込みであり、適用企業数は、年度当たり数件程度が見込まれる。 世界的にウラン資源の獲得競争が続く中、安定調達観点から本邦企業では調達するウランの自主開発比率を引き上げる計画を立てており、本邦企業のウラン鉱山開発プロジェクトへの参画件数の増加が見込まれる。</p>																																				
		ページ 18-3																																			

	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本措置により、探鉱・開発投資に対するリスクの軽減が図られ、キャッシュフロー改善効果も得られる。その結果、我が国企業の探鉱・開発投資が促進されることにより、自主開発比率の向上に繋がり、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に寄与することとなる。</p> <p>(1) 石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成 26 年度には 24.7%と順調に伸びている。本税制を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね 6 割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。 また、本税制を利用したプロジェクトとしてガラフ油田（イラク）の生産段階への移行等、今後も本税制が自主開発比率の向上に寄与することが想定される。</p> <p>○自主開発プロジェクトに占める本税制利用プロジェクトの割合(引取量)</p> <table border="1" data-bbox="383 492 1292 593"> <thead> <tr> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>5 年間 平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68.6%</td> <td>68.6%</td> <td>65.0%</td> <td>60.7%</td> <td>59.8%</td> <td>64.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 金属鉱物 本税制を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの 8 割以上を占め、本税制の鉱山開発に対する寄与は大きい。また、我が国の銅鉱石の自給率は平成 22 年度 53%だったものが、平成 25 年度には 59%に上昇しており、本税制は有効であると考えられる。 ウランについては、今後、本制度を活用したプロジェクトの生産開始が予定されており、ウランの自主開発比率は上昇する見込みであることから、本税制の措置は有効であると考えられる。</p>	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	5 年間 平均値	68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%
22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	5 年間 平均値									
68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%									
	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除</p>												
<p>相当性</p>	<p>予算上の措置等 の要求内容 及び金額</p>	<p>(1) 石油・天然ガス ・ (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出資 (平成 27 年度予算額：485 億円) ・ (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外の天然ガス資産買収、開発・液化出資 (平成 27 年度予算額：410 億円)</p> <p>(2) 金属鉱物 ・ (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外探鉱等事業への出融資 (平成 27 年度予算額：88 億円) ・ (独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 海外ウラン探鉱支援事業（補助金） (平成 27 年度予算額：8 億円)</p>												
	<p>上記の予算上の 措置等と 要望項目との関 係</p>	<p>上記措置は、出資等によってリスクマネーを供給することを通じて資源開発案件等を直接的に支援するものである。一方、本税制は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱・開発事業に投資を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えた準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業による投資促進を図るものである。</p>												
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>補助金等の予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要するとともに交付決定がなされるかどうか不確実で予見可能性が低い。一方、本税制は、税法上の要件を満たすことによって利用できる制度であり、準備金の積立て及びその損金算入を認め、リスクの軽減及びキャッシュフローの改善を図ることにより、我が国企業による投資促進を図るものであることから、企業の探鉱・開発投資を誘導、促進させる制度として補助金等よりも中立で予見可能性があることから、政策手段としての的確である。 また、本税制は、リスクが高く、かつ、巨額の資金を要する探鉱・開発事業に投資を行う我が国企業に対して投資活動の促進を図るものであり、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度であることから、国民の納得できる措置となっている。 自主開発比率を引き上げ、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するためには、引き続き、探鉱・開発投資を促進する必要があり、本税制を存置する必要がある。</p>												

税負担軽減措置等の適用実績	<p>○適用金額（準備金積立額）</p> <p style="text-align: right;">（単位：億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>446</td> <td>384</td> <td>176</td> <td>113</td> <td>223</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成23、24、25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」（財務省）の金額による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した金額。</p> <p>○適用企業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11社</td> <td>14社</td> <td>10社</td> <td>12社</td> <td>7社</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）平成23～25年度については、「租税特別措置の適用実態調査」（財務省）の数値による。平成22、26年度については、申請企業に対するアンケート調査結果により把握した数値。 （注2）適用企業の動向については、資源価格の動向やプロジェクトの進捗状況による投資計画の見直し、大型プロジェクトの生産段階への移行等の影響により変動する場合があります。</p> <p>○探鉱開発プロジェクトへの投資に係る認定件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44件</td> <td>44件</td> <td>45件</td> <td>32件</td> <td>31件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）経済産業省による認定実績値。同一申請者の複数利用を含む。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	446	384	176	113	223	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	11社	14社	10社	12社	7社	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	44件	44件	45件	32件	31件
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																										
	446	384	176	113	223																										
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																										
11社	14社	10社	12社	7社																											
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																											
44件	44件	45件	32件	31件																											
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> <p>道府県民税：144,412千円 事業税：－（適用対象外） 市町村民税：355,253千円 地方法人特別税：－（適用対象外）</p>																															
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> <p>(1) 石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率は、平成26年度には24.7%と順調に伸びている。本税制を利用して商業生産までに至ったプロジェクトからの石油・天然ガスの引取量は、我が国の自主開発プロジェクトの概ね6割を占め、これらが自主開発比率の維持・向上に寄与しており、引き続き、本税制による措置は有効であると考えられる。 また、本税制を利用したプロジェクトとしてガラフ油田（イラク）の生産段階への移行等、今後も本税制が自主開発比率の向上に寄与することが想定される。</p> <p>○自主開発プロジェクトに占める当該税制利用プロジェクトの割合（引取量）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>5年間 平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>68.6%</td> <td>68.6%</td> <td>65.0%</td> <td>60.7%</td> <td>59.8%</td> <td>64.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 金属鉱物 非鉄金属は、本税制を活用したプロジェクトは自主開発プロジェクトの8割以上を占め、自給率は平成22年度53%だったものが、平成25年度には59%に上昇している。 鉄鉱石は、平成19年以降、自主開発権益比率は概ね20%前後で推移している。ナミザ社（ブラジル）は今後より競争力の高い鉱山との統合が平成26年12月に合意されており、同鉱山における保有権益数量の増加が見込まれ、これにより自主開発比率はさらに上昇する効果が見込まれる。 ウランは、自主開発権益比率は一時的に低下しているものの、今後、本税制の認定を受けたプロジェクトの生産開始が予定されており、自主開発比率の更なる上昇が見込まれる。</p>	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間 平均値	68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%																			
22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年間 平均値																										
68.6%	68.6%	65.0%	60.7%	59.8%	64.5%																										
<p>前回要望時の達成目標</p> <p>探鉱・開発事業のための投資活動を活性化させることによって、我が国企業による開発の促進を図り、自主開発比率を引き上げる。</p>																															

○自主開発比率の推移(再掲)

(単位:%)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
石油・天然ガス	自主開発比率 (注1)	23.5	22.6	22.1	23.3	24.7
銅鉱石	自給率 (注2)	52.5	54.2	56.3	58.7	集計中
鉄鉱石	自主開発比率	20.3	20.8	19.6	17.6	17.7
ウラン	自主開発比率	12.5	16.7	21.7	18.5	15.0

(注1) 自主開発比率

$$= \frac{\text{我が国企業の権益下にある原油・天然ガスの引取量} + \text{国内生産量}}{\text{原油・天然ガスの輸入量} + \text{国内生産量}}$$

自主開発比率については、平成22年6月のエネルギー基本計画における「自主開発比率」指標見直しにと  
もない、原油(輸入分)に加え、原油(国産分)と天然ガス(輸入・国産分)を追加。

(注2) 自給率は、基本的には、金属需要(地金製錬量)に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる  
地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。鉱種により海外に我が国企業  
の権益下にある製錬所がある場合についてはそうした供給源からの輸入地金等も含む。

資源開発は、初期探鉱から生産段階に至るまで最低でも10年程度の期間を要する。また、  
資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける。したがって、自主開発比率及び自  
給率の推移は、このような事象を考慮する必要がある。

前回要望時からの  
達成度及び目標に  
達していない場合の理  
由

別紙参照。

これまでの要望経緯

## 海外投資等損失準備金制度の推移（概要）

年 度	改 正 等	備 考
昭和39年度	・「海外投資損失準備金」の創設	対象業種：全業種 対象地域：新開発地域 積立率：50% 株式保有割合 ：海外事業法人 1/10 ：海外投資法人 1/100
昭和45年度	・「石油開発投資損失準備金」の新設	対象資源：石油 対象地域：限定なし 積立率：探鉱に限り50%
昭和46年度	・「海外投資損失準備金」の対象地域を新開発地域以外にも拡大。 ・「石油開発投資損失準備金」を「資源開発投資損失準備金」に改組	積立率：10%（新開発地域以外） 対象資源：金属鉱物、原料炭、可燃性天然ガス、木材を追加（翌年ほたる石を追加） 積立率：探鉱段階100%に引き上げ 開発段階30%を認める。 長期融資を対象とする
昭和48年度	・「海外投資損失準備金」と「資源開発投資準備金」を統合し、「海外投資等損失準備金」となる。	積立率：開発段階50%に引き上げ。 資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を設ける。
昭和50年度	・一般海外投資の準備金の改正 ・資源開発投資の改正	準備金：新開発地域に限定 国内で行う可燃性天然ガス事業を対象。 資源開発事業法人として外国政府を追加等
昭和51年度	・株式譲渡の規定廃止 ・積立率の改正	資源開発投資法人に対する株式譲渡の規定を廃止等。 積立率 一般事業 →30%に引き下げ 資源開発事業→40%に引き下げ 新開発地域での特定海外工事契約 →7%の積立てを認める
昭和53年度	・特定法人の追加 ・対象資源の追加 ・使用済核燃料再処理事業債権の追加	特定法人に使用済核燃料再処理事業法人を追加。 対象資源に水産動植物、飼料用穀物、並びに採油に適する種子及び果実を追加。
昭和55年度	・特定海外工事契約の規定を廃止	
昭和58年度	・使用済核燃料再処理事業債権を廃止。（「使用済核燃料再処理準備金」（第57条の3）の新設）	

年 度	改 正 等	備 考
昭和59年度	・積立率の引き下げ	特定海外事業法人、特定投資事業法人の積立率を10%に引き下げ。 (第55条の2→特定海外債権 に対する海外投資等損失準備金を追加。積立率1%、1年据置後全額取消し)
昭和61年度	・積立率の引き下げ	特定海外経済協力事業法人、特定海外経済協力投資法人の積立率を23%に引き下げ。
平成 2年度	・積立率の引き上げ	植林事業の育苗までの期間の積立率を40%から100%に引き上げ。
平成10年度	・付随事業法人への出資も可能とする資源開発投資法人の資格要件の変更  ・積立率の引き下げ	開発段階の積立率を40%から30%に引き下げ。
平成11年度	・中小海投損及び経済協力海投損の廃止	(資源海投損は継続)
平成12年度	・適用期限の延長(平成14年3月31日まで)	
平成14年度	・適用期限の延長(平成16年3月31日まで)	
平成15年度	・対象資源の削除	対象資源のうち水産動植物、採油に適する種子及び果実(採取用種子等)を削除
平成16年度	・対象探鉱事業の削除	植林事業のうち育苗段階(探鉱段階)までの事業を削除
平成18年度	・対象資源の削除	対象資源のうち蛍石を削除
平成20年度	・適用期限の延長(平成22年3月31日まで)	
平成22年度	・対象資源の削除  ・積立率の引き下げ	資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外  資源探鉱事業法人及び資源探鉱投資法人の積立率を100%から90%に引き下げ。
平成24年度	・適用期限の延長(平成26年3月31日まで)	
平成26年度	・適用期限の延長(平成28年3月31日まで) ・対象株式等の削減	対象株式等の範囲から債権及び購入資源株式等を除外